

JAPAN DOCTORS Union News

2017年1月27日 第19号

発行所 全国医師ユニオン
〒東京都千代田区神田佐久間町2丁目
七番地第6東ビル605
TEL03-5825-6138 FAX03-5825-6139
URL <http://union.or.jp>
mail dr-union@nifty.com
発行人 植山直人

「医療機関のパワハラ」講演とワークショップ開催

全国医師ユニオンは、去る11月20日に東京国際フォーラムにおいて、
第9回「総会」と第6回「医療労働研究会」を開催しました。

1) 全国医師ユニオンの運動方針について

採択された運動方針では、全国医師ユニオンは勤務医の過労死問題を契機に診療環境の改善を目的として結成され7年がたちましたが、勤務医の過重労働は改善せず、過労死による犠牲者はあとを絶たない点を問題視しています。また、その原因として労基署が違法状態を放置している点を挙げています。これまでに多くの医師が過重労働により精神的・肉体的疾患を患ったり、過労死に至っている現状を直視すれば、違法行為である当直労働等を続けさせる医療機関に対して、労基署は送検等の司法警察権限の行使を含めた厳しい対応を取るべきであると主張しています。

一方、医療安全の視点から医師の労働問題を考えることが重要になってくるとしています。航空や運輸では連続労働に上限を設けることは当然となっており、欧米では医師の労働時間に上限が定められているため、医師の労働時間に上限を設ける活動を進めるとしています。

また、全国医師ユニオンは2012年に実行委員会を結成し「勤務医労働実態調査2012」を行いました。来期はその実施からすでに5年がたつため、医療事故やパワハラに関する調査も含めた実態調査が求められており、新たに実行委員会を再結成し、勤務医の実態調査を行うとしています。

さらに、日本では先進国ではあり得ないような長時間の過重労働が放置されていますが、医師は長時間働いて当然という風潮は一向に変わりません。国際的な常識が通じない現状を考慮すれば、国際機関であるILOに、医療労働者である医師が32時間を超える連続労働を定期的に強制されていることを訴えるべきであるとし、WHOには医師が32時間を超える連続労働を行うことが医療安全上極めて危険な行為であり、速やかに改善するよう勧告やコメント等を出してもらうことを追求するべきであるとし、ILO要請の経験を持つ過労死弁護団や医労連等に協力を要請し、実現に向けた取り組みを進めると述べています。

2) 「医療機関のパワハラ」に関する講演

医療労働研究会では、「医療機関のパワハラ～どう自分を守るのか?～」と題する講演を笹山尚人弁護士に行っ

ていただきました。この講演ではまずパワハラに関する典型的な裁判例を挙げてわかりやすく説明していただきました。一般的に「機能する証拠」として①本人の証言が何時、誰が何処でというように5W1Hで明確に整理されていること、②第三者の証言、③電子メールなどの文書記録、④ICレコーダーなどの録音記録が重要であるとの指摘がありました。また、裁判では多くの場合において、相手側はパワハラの実態は存在しないと否定するようですが、証拠が出てくると今度は「教育的な指導であった」などと抗弁することが典型的であるとのことでした。

ここでパワハラの実態が問題となってきますが、厚労省が挙げている定義と裁判上の違法性とは別であるとのこと。厚労省は広く「職場環境を悪化させる行為」をパワハラに含めていますが、この定義に該当しても法的責任が発生するとは限りません。裁判上の法的な責任では、人格権の侵害があるかどうかの問題となります。この人格権の侵害に関しては具体的な内容をみて社会的相当性に逸脱しているかどうかと言うこと、わかりやすく言えば非常識であるかどうかで判断の物差しになります。

また、ハラスメントを起こしやすい人間的属性や職場環境に関しては、①加害者と被害者に年齢や性別等の偏りはほとんどない、②被害者には性格的にまじめな人が多い傾向があると思われる、③上司から部下に対して行われるケースが多い、④人件費の負担が重い事業ほどハラスメントは起こしやすいなどが挙げられるとのこと。医療現場はこれらの特徴を兼ね備えていて、これに加えて、医療は24時間営業が当たり前という感覚、あるいは奉仕が当然という感覚もあり、非人道的な悪しき習慣が広く存在すると考えられるとのこと。労働法的に言えば、ありえない長時間労働が恒常的に蔓延していることが最大のガンであると指摘されました。そして、そのようなことを個人の問題に還元せずに職場環境そのものにメスを入れなければ、人が変わっても形を変えて問題が起こるとのことです。

今回の講演は、パワハラに関する重要な内容が分かりやすく述べられているため、このユニオンニュースで今回より2回にわたり掲載いたします。

本田宏の医療再生へ一言



温故知新「英国アヘンマネーが創った明治維新」

NPO法人医療制度研究会 副理事長 本田 宏

昨年1月のニュースでは戦後の厚生省官僚が「医療亡国論」を唱えて医療費抑制を主導したこと、昨年4月のニュースでは「日本医療崩壊のルーツは明治維新」と題して、渋沢栄一が当時の維新政府の問題点として「官尊民卑の官僚」を嘆いたことを紹介しました。しかし明治ならいざ知らず、戦後の日本は一応民主主義国家です。何故官僚が医療費抑制を主導する力をもっていたのでしょうか。

【明治維新を支えたアヘンマネー】

ほとんどの日本人は繰り返しテレビや映画に登場する坂本龍馬、高杉晋作、吉田松陰など維新の志士を、徳川の封建時代から日本を文明開化の新時代に導いた英雄と捉えているのではないのでしょうか。しかし冷静に考えれば、まだ20代から30代だった若者が、265年続いた江戸幕府の体制に終止符を打って、日本を欧米列強の植民地化から救う力を持っていたのは不思議です。

明治維新前夜の世界を振りかえれば、19世紀初頭の英国は大英帝国として世界を席卷し、アジアでは英東インド会社が清国から茶と陶磁器・絹を輸入し、インドへは綿織物を輸出、そして清国へはインドで栽培したアヘンを輸出していました。これがかの有名な英国の三角貿易です。その後英東インド会社に代わってアヘン輸出の主役に躍り出たのは、英東インド会社の元船医だったウィリアム・ジャーディンがジェームス・マセソンと中国広州に設立したジャーディン・マセソン商会でした。明治維新の28年前1840年に第一次アヘン戦争が起きた時、この商会は英国議会にロビー活動を行って大英帝国艦隊を清に展開させるほどの強大な政治力を有していたのです。

その約10年後の1853年、浦賀に米国東インド艦隊司令長官マシュー・ペリーの黒船が現れ、日本は幕末に突入します。このドラマに必ず登場するグラバー商会のトーマス・ブレイク・グラバーこそ、アヘン貿易で巨万の富を得たジャーディン・マセソン商会が長崎代理店の責任者として日本に送り込んだ人物でした。1861年設立のグラバー商会は坂本龍馬を介して武器販売を行い、倒幕に決定的な影響を与えた1866年の薩長同盟を支えることとなります。

1868年には江戸城が無血解放され、会津戦争や函館戦争で旧幕府軍を制圧した維新政府は、未だ残る不平士族等の国内問題を西郷隆盛らに託して、明治4年から1年10ヶ月の長きに渡って岩倉使節団を米国と欧州に送りだしました。木戸孝允、山口尚芳、岩倉具視、伊藤博文、大久保利通ら「薩長を中心に組織された使節46名」の目的は不平等条約の見直し

でしたが、現在と違い欧米の情報を簡単に入手する術のなかった時代です。使節団のメンバーが帰国後政治の中枢で活躍することになったのは至極当然でした。

さらに驚くのは岩倉使節団のメンバーで、1885年（明治18年）に第一回帝国議会が開催された時の初代内閣総理大臣伊藤博文は、ジャーディン・マセソン商会から多大な援助を受けていました。伊藤は維新5年前の1863年に長州ファイブの一員として英国留学を果たしていますが、この面倒をみたのもグラバーとジャーディン・マセソン商会でした。英語も満足にできぬままロンドンの地を踏んだ若者が、明治維新政府の中枢を占めた後も一生涯にわたって英国に大きな恩義を感じたことは想像に難くありません。

明治政府がどうなったかは歴代内閣総理大臣を見れば明らかです。初めこそ長州と薩摩が交代で総理大臣を送り出しましたが、その後長州の1人勝ちとなりました。百姓の家に生まれて足軽の養子となった伊藤博文は4回も総理大臣を務めて維新政府の要職を歴任、足軽の子に生まれ第3代総理大臣となった山縣有朋も日本軍閥の祖となって山城屋事件を起こすなど、現在に続く金権政治のルーツとなっています。

歴史は勝者が書くもの、ようやく還暦を過ぎて日本政治のルーツを知ることができました。明治維新は薩長の下級武士が「皇室を錦の御旗に政治利用」して徳川から政権を奪取したクーデター、戦後は錦の御旗を米国に変えて官僚や一部の政治家が自身の利益を最大化しています。この体制こそ米国議会筋が日本をデモクラシーでなくクレプトクラシー（収奪・盗賊政治）と見ているもので、官僚が「医療費亡国論」を主導できる深層なのです。

